

森 林 法 施 行 令 (抜粋)

昭和26年 7月31日 政令第276号

最終更新：令和 5年 4月 1日 政令第313号

(都道府県森林審議会の部会)

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

附 則 (令和4年9月22日政令第313号)

この政令は、令和5年4月1日から施行する。